



# 日刊動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043 (222) 7207 番

No.

97.5.29 4604

## 一戦後労働法制の大転換一

# 労働法制大改悪許すな③

日刊四六〇一号で弾劾したとおり、「女子保護規定撤廃法」が、わずか四日間の「審議」で、沖縄「特措法」改悪国会と同様の翼賛国会状況のなかで衆議院を通過した。われわれはあらためて、心底からの怒りをこめて弾劾し、あくまでも労働法制の大改悪阻止にむけて現場からの反撃のたたかいを創りだすことを決意しよう。

今号では、「大改悪許すな」シリーズの最終回として、「裁量労働制の拡大」と「有期雇用期間の延長」について検討していきます。

「裁量労働制の拡大」  
無限のサービ  
ス残業・ただ  
働きの強制

結論的にいって、裁量労働制の大幅な拡大は、事実上の労基法の改悪であるという点である。

そもそも裁量労働制は、業務の性質上仕事の進め方を労働者の裁量にゆだねることが適当と考えられている研究開発や、編集、放送、映画などのプロデューサー、ディレクター業務の五業務について、実際の労働時間にかかわらず、労使協定で定められた時間の労働をしたと「みなす」として適用されてきた。しかし、こうしたなかで問題も山積みしている。例えば新聞記者は、「夜討ち朝駆け」が圧倒的に多いが、「みなし労働」の結果、残業代、深夜手当は付かず、大幅な減収につながっている。

日経連は、こうした「効果」を大いに歓迎し、裁量労働制の対象を更に広げようというのである。

ホワイトカラー業務全般への適用すら考えている。仮にもホワイトカラーに適用されれば実働時間のカウントによって、時間外手当を支払うという労基法の大原則が完全に形骸化されてしまうのである。

「有期雇用期間の延長」  
勝手に雇い、勝手に首にする

前記事項と並んで労基法関係の極めて重要な問題として、契約期間の問題—有期雇用がある。労基法では、いわゆる有期雇用は一年以内に限り認めているが、これを三年ないしは五年に



労働法改悪撤回を求めるソウル20万人集会(1.26=上)  
と抗議する釜山の女性労働者(1.16=下)

延長することが検討されている。いわば二年、三年、四年といった様々な契約社員を法的に可能にする制度である。労働者をバラバラに分断支配し、「若年定年制を法的に可能にする」ものである。この間、労働者の闘いによって、六カ月や一年の契約であっても、それが反復・継続されている場合には、「更新拒否」という名目での解雇については正社員と同様の解雇権の乱用に当たるといった縛りが効いていた。しかし、こうした権利をことごとく奪いさり、資本の意のままに雇い、解雇できるといふ制度をつくらうというのである。

その他、主な問題以外にも産業別最低賃金制の廃止や一斉休暇制度の廃止など含まれており、労働者保護を柱とする戦後の労働法制が根本から変質させられようとしている。

総じて、労働法制改悪は、企業にとって使いやすい労働力を

自由に雇い、自由に解雇できる。企業の求めるままに働かせたりすることができるようになるのである。

われわれは、こうした攻撃が、戦争政策と一体のものであることを繰り返し暴露してきた。そして多くの労働者のなかに、橋本政権による行革、規制緩和と安保—戦争政策への危機感、怒りも確実に高まりつつあるものである。

大失業と戦争の時代に対決する闘う労働運動の新しい潮流形成の真価をここで発揮しなければならぬ。

怒りを行動へ！



女子保護撤廃に反対する

夜・時間外・休日労働

お記い  
5/27付の号数は  
4503 ↓ 4003  
に訂正をお願いします。